

インフルエンザ予防接種 助成制度のお知らせ

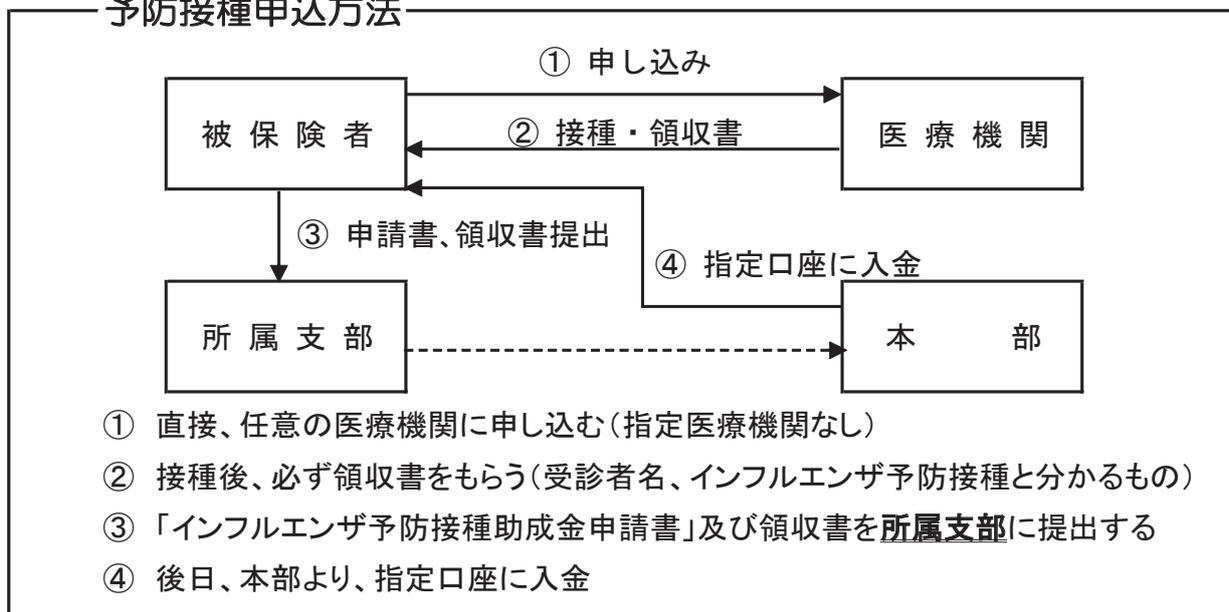
職別国保では、保健事業の一環としてインフルエンザの予防接種費用を助成しています。予防接種は、インフルエンザの一次予防として絶大な効果が期待できますので、特に、高齢者の方や、あまり体力のない子供はできるだけ受けるようにしてください。

ただし、ワクチン接種は副作用・アレルギー反応が全くないわけではありません。アレルギーを持っておられる方や、体調を崩している時などにワクチンを接種をされますと、高熱が出る場合がありますので、予防接種をされる前には必ず医師と十分相談をして、安全に接種するようにしてください。

実施要項

- 1 対象者 0歳～64歳の当組合被保険者
(市町村のインフルエンザ予防接種補助対象者は除外する)
- 2 対象ワクチン インフルエンザワクチン
- 3 接種期間 平成25年10月1日～平成26年1月31日
- 4 助成額 1名につき2,000円を上限に当年度内1回助成
- 5 申請期限 平成26年2月末日(厳守)
- 6 その他
 - ・詳しくは、所属支部へお問い合わせください
 - ・65歳以上の方は、市町村へお問い合わせください
 - ・インフルエンザ予防接種助成金申請書は裏面の様式をご使用ください

予防接種申込方法



(様式 26 号)

支給決定命令				債	記号番号	職	資	取得		
専務理事	事務長	主任	担当者	主	組合員名		格	喪失		
				支給金額			保険料		月分迄 収納済	
起案				摘要			給付記録			
決裁										

インフルエンザ予防接種助成金申請書

被保険者証 の記号番号	職	医療機関名		
被保険者名	生年月日	接種日	窓口負担金額(円)	助成金額(円) (組合記入欄)
	S H 年 月 日	年 月 日	円	円
	S H 年 月 日	年 月 日	円	円
	S H 年 月 日	年 月 日	円	円
	S H 年 月 日	年 月 日	円	円
	S H 年 月 日	年 月 日	円	円

※太線の中だけ記入下さい

○ 領収書(インフルエンザ予防接種と判るもので、接種者氏名を記入したものを添付してください)。

所属支部長 の副申	上記の申請を適正と認めます。 平成 年 月 日 支部長
--------------	-----------------------------------

上記のとおり別紙証拠書類を添えて支給方を申請します。 平成 年 月 日	
組合員住所	〒
氏名 ㊟
京都府建設業職別連合国民健康保険組合 殿	

振込希望銀行名	銀行 信用金庫	普通 店 当 座
フリガナ	※ 出来るだけ京都銀行でお願いします	
預金口座名義	口座番号	

同意書	上記口座への振込みについて、私は組合員として同意いたします。 組合員氏名 ㊟
※ 振込み先が組合員名義の場合、署名・捺印は不要です。	

整骨院・接骨院（柔道整復師）の施術を受けられる方へ

保険が使えるのはどんなとき？

- ◆打撲、捻挫、挫傷（肉離れ等）
- ◆脱臼、骨折は医師の同意が必要です。（応急処置を除く）

施術を受けるときの注意

- ◆施術は病気やけがの回復を図る一助であり、日常生活から来る体調不良（疲労・肩こり・腰痛）やスポーツによる肉体疲労（筋肉疲労・筋肉痛）、加齢による体の痛み、原因不明の痛みなどは保険の対象とはなりません。

マッサージの施術を受けられる方へ

保険が使えるのはどんなとき？

- ◆筋麻痺や関節拘縮等であって、医療上マッサージを必要とする症例について施術を受けた時に対象となります。

施術を受けるときの注意

- ◆マッサージの施術を受けるにあたって、保険が使えるのは、あらかじめ医師の発行した同意書または診断書が必要です。詳しくは、マッサージ施術所などにお尋ねください。
- ◆単に疲労回復や慰安を目的としたものや、疾病予防のためのマッサージなどは保険の対象とはなりません。

はり・きゅうの施術を受けられる方へ

保険が使えるのはどんなとき？

- ◆主として神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症及び頸椎捻挫後遺症等の慢性的な疼痛を主症とする疾患の治療を受けた時に対象となります。

施術を受けるときの注意

- ◆施術を受けるにあたって、保険が使えるのは、あらかじめ医師の発行した同意書または診断書が必要です。詳しくは、はり、きゅう施術所などにお尋ねください。
- ◆保険医療機関（病院、医院、診療所など）で同じ対象疾患の治療を受けている間は、はり・きゅう施術を受けても保険の対象とはなりません。

適正な受診にご協力をお願いします

国保組合が医療機関に支払う医療費や整骨院・接骨院、マッサージ、はり・きゅうなどに支払う施術費は、みなさんが負担する保険料から賄われています。

国保組合では、大切な保険料を正しく使用するために、みなさんが施術を受けられたときの健康保険の適用に不正や誤りがないか、文書や電話などでお問い合わせさせていただくことがあります。

施術内容等の記録、領収書の保管をしていただき、ご協力をお願いします。